

平成26年3月18日

都道府県医師会
社会保険担当理事 殿

日本医師会副会長
中 川 俊 男

東日本大震災に関連する診療報酬の特例取扱いの期間等について

東日本大震災の発生以降、被災地等における保険診療や診療報酬等の特例的な取扱いにつきまして、ご案内申し上げてきたところであります。

この特例的な取扱いにつきましては、中医協総会の議論を経て、現在、25項目の特例措置（添付資料（厚生労働省保険局医療課事務連絡）の別添参照）について、福島県の保険医療機関等におきましては、「東日本大震災に伴う保険診療の特例措置の利用に関する届出書」（以下、「届出様式」という。）による届出の上、平成26年3月31日まで取扱期間が延長されております。

その他の地域の保険医療機関等につきましては、平成25年10月1日時点で現に利用されている特例措置についてのみ、届出様式による届出の上、平成26年3月31日まで取扱期間が延長されております。

その後、中医協において特例措置の継続等について議論を行うため、平成26年1月には特例措置を利用している保険医療機関に対して利用状況等の報告をお願いし、その結果については平成26年3月12日の中医協総会に報告され、平成26年4月以降の特例措置の取扱いについて検討されたところであります。

その結果、25項目の特例措置について、福島県の保険医療機関等におきましては、平成26年4月1日時点で現に利用されている特例措置については、平成26年4月30日までに、平成26年4月1日以降新たに利用を開始した特例措置については、速やかに、届出様式による届出の上、平成26年9月30日まで取扱期間が延長されることとなります。

また、その他の地域の保険医療機関等につきましては、平成26年4月1日時点で現に利用されている特例措置についてのみ、平成26年4月30日までに届出様式による届出の上、平成26年9月30日まで取扱期間が延長されることとなります。

なお、平成26年10月以降の取扱いを検討するため、今後、利用状況等を把握するための資料提出等が求められることが予定されておりますが、詳細については、追って連絡されることとなっておりますので、その際にはご協力いただきますようお願い申し上げます。

つきましては、貴会会員への周知方ご高配賜りますようお願い申し上げます。

〈添付資料〉

東日本大震災に伴う保険診療の特例措置の期間延長等について
(平 26. 3. 14 事務連絡 厚生労働省保険局医療課)

事務連絡

平成 26 年 3 月 14 日

地方厚生（支）局医療課
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）

御中

厚生労働省保険局医療課

東日本大震災に伴う保険診療の特例措置の期間延長等について

東日本大震災に伴う保険診療の特例措置については、「東日本大震災に伴う保険診療の特例措置の期間延長等について」（平成 25 年 9 月 27 日厚生労働省保険局医療課事務連絡）において、平成 26 年 3 月 31 日までの取扱いとすることを示していたところであるが、同年 4 月 1 日以降の取扱いは、下記のとおりとするので、貴管下の関係団体、現に特例措置を利用している保険医療機関等に周知徹底を図るようよろしく願いしたい。

また、今後、特例措置の利用状況等を把握するため、特例措置を利用する保険医療機関等への資料提出依頼、訪問調査等を行うことを予定しており、詳細についてはおって連絡することとしているので、その際には別途対応をよろしく願いしたい。

なお、「東日本大震災に伴う保険診療の特例措置の期間延長等について」（平成 25 年 9 月 27 日厚生労働省保険局医療課事務連絡）は平成 26 年 3 月 31 日限り廃止する。

記

- 1 東日本大震災に伴う保険診療の特例措置（別添参照）については、福島県の保険医療機関等においては、平成 26 年 4 月 1 日時点で現に利用している特例措置は、平成 26 年 4 月 30 日までに、平成 26 年 4 月 1 日以降に利用を開始した特例措置は、速やかに、「東日本大震災に伴う保険診療の特例措置の利用に関する届出書」（以下「届出様式」という。）により地方厚生（支）局に届出をした場合は、当該特例措置の利用を平成 26 年 9 月 30 日まで延長する。その他の地域の保険医療機関等においては、平成 26 年 4 月 1 日時点で現に利用している特例措置についてのみ、平成

26年4月30日までに、届出様式により地方厚生（支）局に届出をした場合は、当該特例措置の利用を平成26年9月30日まで延長する。

なお、「東日本大震災に伴う厚生労働大臣の定める評価療養及び選定療養第2条第7号に規定する別に厚生労働大臣が定める状態等にある者の特例を定める件」（平成25年厚生労働省告示第323号）で示した180日を超える入院を選定療養の対象とはしないこととする特例については、平成26年3月31日までの取扱いとなっていたが、平成26年9月30日までの取扱いにすることを別途告示する。

2 上記の取扱いについては、東日本大震災による被災に伴う医療提供体制の状況等に鑑み特例的に行う措置であり、保険医療機関等において、特例措置を利用する際には、職員の勤務状況、健康状態等に配慮するようお願いする。

厚生労働省保険局医療課企画法令第一係

TEL : 03-5253-1111(内線 3288)

FAX : 03-3508-2746

東日本大震災に伴う保険診療の特例措置の利用に関する届出書(平成26年__月__日現在)

厚生(支)局長 殿

※受付番号 _____

利用している特例措置 ※別添「特例措置の概要」 の番号を記載すること	番号: _____
	17を利用している場合は、その入院日(※複数名いる場合は、すべての者の入院日を記載) (平成 年 月 日)
	18を利用している場合は、その患者数: _____人
利用開始日	平成 年 月 日
平成26年__月時点で 特例措置を利用している 理由 ※該当するものに○(複 数回答可) ※その他の場合は詳細 に理由を記載すること	1. 医師や看護師の確保が困難であり、不足しているため
	2. 転院する施設に申し込んでいるが、後方病床が不足しており、 患者の転院が困難であるため
	3. 入所する施設に申し込んでいるが、受入体制が整っていないことにより、 患者の退院が困難であるため
	4. 転院・入所する施設が見つからないことにより、患者の退院が困難であるため
	5. 自宅の倒壊や家族等の受入体制が整っていないことにより、 患者の退院が困難であるため
	6. その他(_____)
利用開始日が平成26年 4月1日以降となった場 合、その理由(詳細に記 載すること) * 福島県のみ	
・特例措置の利用を継続 する必要性の有無とそ の理由 ・特例状態からの解消に 向けた取組 * いずれも詳細に記載 すること。	

(医療機関名) _____ (所在地) _____

(担当者) _____ (連絡先) _____

- ※1 本様式の書式は変えないこと。
- ※2 受付番号については、地方厚生(支)局都道府県事務所において、1番から連続した番号を付すこと。
- ※3 所在地は市町村名まで記載すること。

東日本大震災に伴う保険診療の特例措置について

(別添)

○医科、歯科（歯科は1のみ）

		特例措置の概要
1	仮設の建物による 保険診療等	保険医療機関、保険薬局の建物が全半壊等したため、これに代替する仮設の建物等において、引き続き当該保険医療機関、保険薬局として保険診療等を実施できることとする。（平成23年3月15日付け事務連絡）
2	定数超過入院	医療法上の許可病床数を超過して患者を入院させた場合でも、当面、入院基本料及び特定入院料の減額措置の対象としない。（平成23年3月15日付け事務連絡）
3	月平均夜勤時間数	被災者を受け入れたことにより入院患者が一時的に急増等し、入院基本料の施設基準のうち月平均夜勤時間数（72時間以下）について、1割以上の一時的な変動があった場合においても、当面、変更の届出を不要とする。（平成23年3月15日付け事務連絡）
4	月平均夜勤時間数	被災地に職員を派遣したため一時的に職員数が不足し、入院基本料の施設基準のうち月平均夜勤時間数（72時間以下）について、1割以上の一時的な変動があった場合においても、当面、変更の届出を不要とする。（平成23年3月15日付け事務連絡）
5	月平均夜勤時間数 *岩手県、宮城県及び 福島県のみ利用可	震災の影響により、震災前に比して看護師及び准看護師又は看護補助者（以下「看護要員」という。）の数が減少した保険医療機関については、月平均夜勤時間数については、2割以内の変動の場合には、変更の届出を行わなくてもよいものとし、引き続き震災前の入院基本料を算定することができる。（平成23年9月6日付け事務連絡）
6	看護配置	被災者を受け入れたことにより入院患者が一時的に急増等したため、1日当たり勤務する看護師及び准看護師又は看護補助者（以下「看護要員」という。）の数、看護要員の数と入院患者の比率並びに看護師及び准看護師の数に対する看護師の比率について、1割以上の一時的な変動があった場合においても、当面、変更の届出を不要とする。（平成23年3月15日付け事務連絡）
7	看護配置	被災地に職員を派遣したため一時的に職員数が不足したため、1日当たり勤務する看護師及び准看護師又は看護補助者（以下「看護要員」という。）の数、看護要員の数と入院患者の比率並びに看護師及び准看護師の数に対する看護師の比率について、1割以上の一時的な変動があった場合においても、当面、変更の届出を不要とする。（平成23年3月15日付け事務連絡）

8	看護配置 *岩手県、宮城県及び 福島県のみ利用可	震災の影響により、震災前に比して看護師及び准看護師又は看護補助者（以下「看護要員」という。）の数が減少した保険医療機関については、1日当たり勤務する看護要員の数、看護要員の数と入院患者の比率並びに看護師及び准看護師の数に対する看護師の比率について、2割以内の変動の場合には、変更の届出を行わなくてもよいものとし、引き続き震災前の入院基本料を算定することができる。（平成23年9月6日付け事務連絡）
9	病棟以外への入院	被災地の医療機関において、会議室等の病棟以外の場所に患者を入院させた場合、特例として、その保険医療機関が届出を行っている入院基本料のうち、当該患者が本来入院すべき病棟の入院基本料を算定する。（平成23年4月1日付け事務連絡）
10	他の病棟への入院	被災地の医療機関において、医療法上、本来入院できない病棟に入院させた場合や、診療報酬上、その病棟の施設基準の要件を満たさない患者を入院させた場合、入院基本料について特例的な算定を可能とする。（平成23年4月1日付け事務連絡）
11	他の病棟への入院	被災地以外の医療機関において、医療法上、本来入院できない病棟に入院させた場合や、診療報酬上、その病棟の施設基準の要件を満たさない患者を入院させた場合における特例的な入院基本料を算定する。（平成23年4月1日付け事務連絡）
12	平均在院日数	被災地の医療機関において、平均在院日数が入院基本料等の施設基準を満たさなくなった場合にも、特例的に従来の入院基本料等を算定する。（平成23年4月1日付け事務連絡）
13	平均在院日数	被災地以外の医療機関において、被災地の医療機関から転院の受け入れを行った場合には、当該患者を除いて平均在院日数を計算する。（平成23年4月1日付け事務連絡）
14	平均在院日数	被災地の医療機関において、在院日数が延長した場合にも、震災前より算定していた入院基本料を算定できる。（平成23年4月8日付け事務連絡）
15	平均在院日数 *岩手県、宮城県及び 福島県のみ利用可	被災に伴い、退院後の後方病床等の不足により、やむを得ず平均在院日数が超過する場合には、平均在院日数について、2割以内の変動の場合には、変更の届出を行わなくてもよいものとし、引き続き震災前の入院基本料等を算定することができる。（平成23年9月6日付け事務連絡）
16	特定入院料の取扱い	被災地及び被災地以外の医療機関において、災害等やむを得ない事情により、特定入院料の届出を行っている病棟に診療報酬上の要件を満たさない状態の患者が入院した場合には、当該患者を除いて施設基準の要件を満たすか否かを判断することができる。（平成23年4月1日付け事務連絡）
17	転院受け入れの場合の入院日	被災地及び被災地以外の医療機関において、被災地の他の医療機関が災害等の事情により診療の継続が困難となり、当該他の医療機関から転院の受け入れを行った場合に、特別の関係にあるか否かに関わらず、当該保険

		医療機関に入院した日を入院の日とする。（平成23年4月1日付け事務連絡）
18	一般病棟入院基本料	被災地以外の医療機関において、被災地の医療機関から地震の発生日以降に転院を受け入れた場合は、施設基準における要件について当該患者を除いて計算する。（平成23年4月8日付け事務連絡）
19	看護必要度評価加算等	被災地の医療機関において、7対1、10対1入院基本料の一般病棟看護必要度評価加算及び急性期看護補助体制加算の重症度・看護必要度について患者数が基準を満たさない場合でも、特例的に従来入院基本料等を算定する。（平成23年4月8日付け事務連絡）（平成23年4月20日付け事務連絡）
20	透析に関する他医療機関受診	被災地の医療機関から慢性透析患者を受け入れた場合に被災により透析設備が使用不可能となった場合に、特例的に、透析を目的とした他医療機関受診の際の入院基本料等の減額を行わない。（平成23年4月8日付け事務連絡）
21	平均入院患者数 * 岩手県、宮城県及び福島県のみ利用可	被災地の医療機関において、震災後に看護師等及び入院患者数が大幅に減少している場合に、震災後の入院患者数の平均をもって平均入院患者数とすることができる。（平成23年9月6日付け事務連絡）
22	外来機能の閉鎖 * 岩手県、宮城県及び福島県のみ利用可	入院診療や在宅医療を行う保険医療機関において、医師が不足している場合や、周囲に入院診療を行う保険医療機関が不足している場合等には、外来機能を閉鎖してもよいこととする。（平成23年9月6日付け事務連絡）
23	在宅医療・訪問看護の回数制限 * 岩手県、宮城県及び福島県のみ利用可	在宅患者訪問診療料や在宅患者訪問看護・指導料、訪問看護基本療養費について、入院可能な病床の不足によりやむをえない場合には、週3回を超えて算定できることとする。（平成23年9月6日付け事務連絡）
24	新薬の処方制限 * 岩手県、宮城県及び福島県のみ利用可	患者の周囲にあった保険医療機関が全て機能していない場合等やむを得ない場合には、新薬について14日を超えて処方することができる。（平成23年9月6日付け事務連絡）
25	180日超え入院	住居の損壊、その他の東日本大震災に起因するやむを得ない事情により保険医療機関からの退院に著しい困難を伴う患者は、入院期間が180日を超えた場合も、入院基本料の減額を行わないこととする。（平成25年厚生労働省告示第323号）